

(A) 100%グループ関係(※)にある法人の場合の適格要件 (※自己株式、従業員持株会、一定のストックオプション株式を除いて判定)

(1) 金銭等不交付要件

合併や分割の対価として、次のいずれかの株式以外の資産が交付されないこと (※ただし端株買取や無対価等の例外あり)

- ・ 合併・分割受入をする側の法人の株式
- ・ 合併・分割受入をする側の法人の完全親法人の株式

(2) 継続保有要件

合併や分割の前からその株式保有関係にあり、その後も同様に株式保有は継続する見込みであること

(3) 按分型要件

会社分割の場合において、その分割対価を「事業を分割によって切り出した側の法人自身」ではなく、その法人の株主に交付する時は、その分割対価が保有株式数の割合に応じて交付されるものであること。

(B) 50%超の株式保有関係(※)にある法人の場合の適格要件 (※自己株式を除いて判定)

(1) 金銭等不交付要件 上記 (A) 参照。

(2) 継続保有要件 上記 (A) 参照。

(3) 按分型要件 上記 (A) 参照。

(4) 事業移転要件

合併・分割される法人の直前の従業員の約 80%以上が、合併・分割後に受入側の法人 (またはその 100%親会社) の業務に従事することが見込まれていること。会社分割の場合は「分割する事業の主要資産・負債」が移転することも必要。

(5) 事業継続要件

合併される法人の「合併前の主要事業」や、会社分割の場合の「分割する事業」が、その合併や分割の後に合併・分割受入をする側の法人 (またはその 100%親会社) において引き続き営まれることが見込まれていること。

(C) 支配関係がない法人の場合の適格要件

(1) 金銭等不交付要件 上記 (A) 参照。

(2) 継続保有要件

合併される法人や、事業を分割によって切り出す側の法人の株主に「支配株主」がいる場合、その支配株主に対価として交付される株式(※)の全部が、支配株主により保有され続ける見込みであること。(※議決権のないものを除く)

(3) 按分型要件 上記 (A) 参照。

(4) 事業移転要件 上記 (B) 参照。

(5) 事業継続要件 上記 (B) 参照。相互に関連性がある事業に限る。

(6) 事業関連性要件

合併・分割受入をする側の法人の事業と、合併される法人の主要事業又は会社分割の場合の「分割する事業」が相互に関連性のあるものであること。

(7) 同等規模要件または双方経営参画要件 ※このいずれか一方を満たすこと。

- ・ **同等規模要件**；関連事業の売上高、関連事業の従業者数、資本金(合併の場合)のいずれかの差が約 5 倍を超えないこと。
- ・ **双方経営参画要件**；当事者それぞれの法人側で、合併・分割前に「一定の地位を持つ役員 (※)」である者のうち 1 名以上が、その合併や分割の後に双方とも合併・分割受入をする側の法人においても「一定の地位を持つ役員」となる見込みであること。

(※社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役、常務取締役、又はこれらに準ずる者で経営に従事している者)